

岡山市における 地域防災に関する取組

令和5年
防災に関する地域説明会
岡山市危機管理室



テーマ	内容
(1) 「自主防災組織について」	自主防災組織の結成や結成後の防災活動、活動にあたって活用できる助成金や保険制度などについて説明いたします。
(2) 「避難行動要支援者名簿や個別避難計画について」	避難行動要支援者名簿や個別避難計画など避難行動要支援者に関する制度について説明いたします。
(3) 「防災に関する啓発事業について」	市が作成している防災啓発資料や地域で行う勉強会等への防災専門家の派遣事業、防災士の養成事業などについて説明いたします。



<自主防災組織とは>

自主防災組織とは、地域住民がともに協力して、自主的な防災活動を行う組織です。



平時には、避難のための地域の体制づくりに取り組みます。
防災知識の普及啓発、防災訓練、地域の防災安全点検の実施、防災資機材の整備・点検などを行います。
いざ災害が起こった時には、住民が力を合わせて避難誘導や避難の声かけ、初期消火、負傷者の救出・救護、さらには避難所の運営などを行います。

<なぜ自主防災組織が必要なのか？>

特に大規模災害が発生した時には、行政の支援には限界があり、個人の避難行動は自助・共助に頼ることとなります。

阪神・淡路大震災では、助かった方の約8割が近隣住民により助け出されたという報告があるほか、岡山市内で平成最悪の浸水被害が発生した平成30年7月豪雨災害では、住民同士の避難の声かけにより、市内で亡くなった方はいませんでした。

このように、いざという時に災害を乗り越えるためには、日ごろから、防災活動をはじめとしたコミュニティ活動をとってお互いに助け合う地域づくりを行っていただくことが重要であり、こうした共助の中心となるのが自主防災組織です。

<自主防災組織を結成しよう！>

自主防災組織は地域の防災活動を効果的に行える規模が望ましいことから、**岡山市では町内会や連合町内会を単位として結成されています。**

結成にあたっては、地域住民が組織の結成に合意し、規約、役割図などを定め、岡山市に結成届を提出いただくことにより結成することができます。（※）

手続きの詳細については、岡山市危機管理室にご相談ください。

※結成届の様式は岡山市危機管理室のHPに掲載しております。



手順1

町内会内での結成の合意

手順2

結成届・規約・役割図の作成

手順3

危機管理室への提出



◆日ごろから



- ・ 命を守るための知識を増やす (防災学習)



- ・ 逃げるための「声かけチーム」をつくる



- ・ 逃げるための地図を作る

- ・ 逃げるための練習をする (防災訓練)



◆災害時

- ・ 避難の誘導・支援
- ・ 安否確認
- ・ 初期消火活動
- ・ 負傷者の救出・救護
- ・ 情報の収集・伝達
- ・ 避難所の運営





防災に関する学習会





まち歩き・防災マップの作成





避難所運営ゲーム（HUG）・災害図上訓練（DIG）



HUG

避難者の情報が書かれたカードを、避難所となる体育館や教室に見立てた紙の上に、配置して避難所運営を体験する。

DIG

地図の上で、地域の自然条件や、地域の情報を整理したうえで、地域の弱点や問題点を地図に書き込みながら、対策を考えていく。



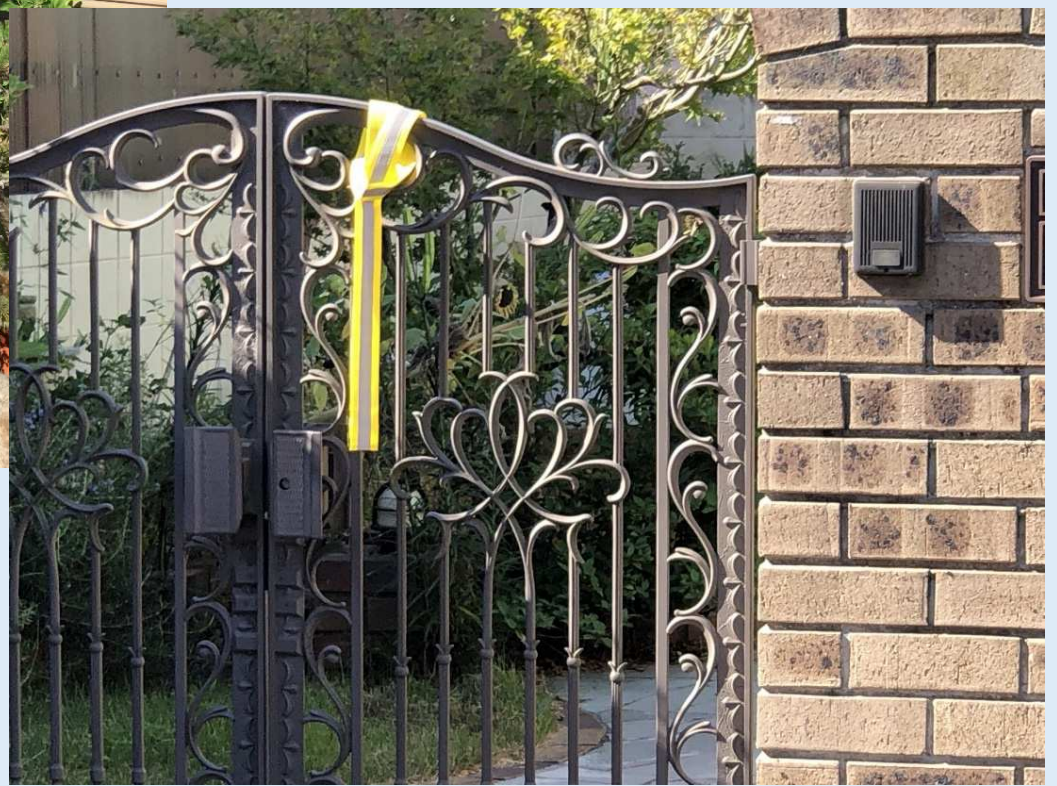


避難誘導訓練





安否確認訓練





避難所運営訓練





- 岡山市では身近な地域での「共助」が災害時の避難活動につながるよう、自主防災組織の結成促進及び活動活性化のための助成制度を実施しております。

自主防災組織結成時の助成金

<避難活動準備助成金>

■対象

単位町内会が結成した自主防災組織

のうち、次に該当する組織

- ①令和5年度に「新規結成」した組織
- ②令和元年度から4年度に「新規結成」し、助成金を未申請の組織
- ③平成30年度までに結成済(既存団体)で、助成金を未申請の組織

■助成額 ※1団体に1回限り

支出した対象経費のうち、以下の金額を上限として助成

※支出金額が上限額を下回る場合は、支出金額分が助成額となります。

<左記①②の場合>

10万円+(世帯数×500円)を上限

※①②計算例：10万円+(200世帯×500円)=20万円

<左記③の場合>

世帯数×500円を上限

※③ 計算例：200世帯×500円=10万円

<学区(地区)連絡調整助成金>

■対象

連合町内会が結成する防災組織のうち、助成金を未申請の組織

■助成額 ※1団体に1回限り

支出した対象経費のうち、30万円を上限として助成

※支出金額が上限額を下回る場合は、支出金額分が助成額となります。

岡山市危機管理室HPに関連情報や申請書類を掲載しております。





自主防災組織の活動時の助成金

<活動運営費助成金>

■対象

**単位町内会が結成した自主防災組織
連合町内会が結成した防災組織(※)**

※個別避難計画作成による加算は単位町内会が
結成した自主防災組織のみ対象



■助成額 ※年1回を上限

支出した対象経費のうち、以下の金額を上限として助成

※支出金額が上限額を下回る場合は、支出金額分が助成額となります。

①通常枠：2万円

防災訓練もしくは防災学習会を開催すること

②上乗せ部分：3万円

次のア・イのいずれかを実施すること

- ア. 地域の避難支援体制づくりに向けた取組
- イ. 避難所運営に関する活動

- 例) ○声かけ等による避難誘導・安否確認の訓練
○高齢者など災害時要配慮者などが参加する、
避難訓練・避難所運営訓練
○避難所利用者登録票を使った避難所運営訓練

③個別避難計画作成による加算：提出件数×3千円

※要件を満たした個別避難計画のみが対象となります。

<加算の例>

【① + ② の活動を実施】
⇒上限額：50,000
【個別避難計画5件作成】
⇒加算額：15,000円
【活動に要した経費】
⇒80,000円 の場合

加算による上限額=交付額 65,000円

基本上限額 50,000円	加算額 15,000円	町内会 負担額 15,000円
------------------	----------------	-----------------------



自主防災組織の活動時の助成金

<活動運営費助成金>

■ 加算の対象となる個別避難計画の要件

要件①

令和5年度避難行動要支援者名簿（基準日：2022年10月1日）の掲載者について作成した計画であること

※基準日時点で、名簿に掲載されていない方については、計画書の提出とともに本人等から名簿登録の申請をしていただければ、加算の対象となります。

要件②

過去に計画が作成されていないこと

※すでに作成済みで、令和4年度末までに市へご提出いただいた計画書については、対象となりません。

要件③

原則として岡山市が定めた計画書の様式に基づいて作成していること

※独自の様式をお使いの場合も、下記の項目の記載が必要です。

- (1)要支援者の氏名、(2)生年月日、(3)性別、(4)住所又は居所、(5)電話番号その他の連絡先、
- (6)緊急時の連絡先、(7)支援者（※支援者について、個人名の記載が難しい場合は、自主防災組織や町内会、班など、対応される団体名をご記入ください。）

<地域防災マップ作成助成金>

■ 対象

単位町内会が結成した自主防災組織
連合町内会が結成した防災組織

■ 助成額 ※3年に1回のみ

支出した対象経費のうち、3万円を上限として助成

※支出金額が上限額を下回る場合は、支出金額分が助成額となります。



<助成金の活用にあたり、ご注意いただきたいこと>

○助成金は、活動や経費の支払の前に、危機管理室に助成金交付申請を行い、**交付決定通知を受けておく**必要があります。

※交付決定日より前の日付の領収書は、助成金交付の対象になりません。

○助成金の対象となる経費か判断が難しい場合は、危機管理室までご相談ください。

経費の対象とならないものの一例

- ・ ジュースやコーヒー、紅茶、アルコール類
(対象となる飲料は、水分補給のための水、お茶、スポーツドリンクです。)
- ・ 茶菓子やお弁当など (炊き出しのための食材は対象となります。)
- ・ 活動参加者への景品
- ・ 町内会役員などへの活動報酬

ご理解、ご協力をお願いいたします。



<助成金の申請について>

事業実施の20日前までに、危機管理室または各区役所で申請手続きを行ってください。



岡山市では、令和5年度から、自主防災組織に属し、防災活動を行う方が、災害時の活動中に事故等でケガをされた場合の補償保険に加入しました。

保険のポイント

1 自主防災組織のメンバーによる災害時の活動が対象です。

岡山市に結成届を提出している自主防災組織に所属されている方が、災害時の活動を行っている際に事故でケガをされた場合の傷害保険です。

2 自主防災組織での保険料の負担は不要です。

保険料は、岡山市が負担し、保険の加入を行います。

3 事前の加入手続きは不要です。

万一事故が発生した場合、事故の状況を書面で報告していただきます。
また、ケガをされた方が自主防災組織のメンバーであることの確認のため、名簿の提出が必要となります。



岡山市危機管理室HPに案内チラシや関係様式を掲載しております。

岡山市 自主防災組織 補償

検索





対象となる活動

市が、あらかじめ自主防災組織に依頼している下記の活動が対象となります。



	活動内容	
平 時	○避難訓練（※）	
発災時	○避難支援 ○避難誘導	
	○安否確認	
	○初期消火活動	
	○負傷者の救出、救護	
	○情報の収集、伝達	
	避難所 運営	○避難所開設準備 ○避難所開設支援 ○配食、給水活動 ○炊き出し ○連絡係

※市が企画、運営等に関わる訓練、もしくは「岡山市自主防災組織等育成事業助成金」交付申請により、事前に報告のあった訓練に限る。



補償の内容

補償の種類	支払事由	補償の額	
死亡補償	傷害が直接の原因として事故の日から180日以内に死亡したとき	1人につき 500万円	
後遺障害補償	傷害が直接の原因として事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき	1人につき 20万円以上500万円以下	
入院・ 通院補償	事故の日から180日を経過するまでの間に入院または通院した場合	入院日数/額	通院日数/額
		1～5日/1万円	1～5日/5千円
		6～15日/3万円	6～15日/1万円
		16～30日/6万円	16～30日/3万円
		31～60日/9万円	31～60日/ 4万5千円
		61～90日/12万円	61日以上/6万円
		91日以上/15万円	—

※活動中の事故で第三者の身体や財物に損害を与えた場合の賠償責任保険の適用はありません。



事故発生時の手続きの流れ

1 事故通報

事故が発生した場合、本人もしくは組織代表者から、速やかに危機管理室まで電話または、FAXにて「事故発生通報書（様式1）」の内容についてご連絡ください。

2 事故の報告

- (1) 事故通報連絡後、「事故報告書（様式2）」、自主防災組織名簿及びその他事故を証明する書類を危機管理室までご提出ください。
※事故発生から報告までの期間が長期になった場合、保険会社による事故調査が困難になることがありますので、速やかにご報告ください。
- (2) 市からの事故報告を受け、保険会社が事故調査を行います。調査後、適用となった場合は、本人との間で補償額が決定されます。

3 保険金の請求

保険適用となった場合、市から保険会社に「保険金請求書」を提出しますので、「保険金振込口座登録書」をご提出ください。

4 保険金の受取

保険会社により請求内容についての確認が行われ、確認後、「保険金請求書」に基づき保険金が支払われます。保険金受領後30日以内に、市まで領収書をご提出ください。



ご注意ください

下記のような場合は、保険の対象となりません。

- **自分自身の避難行動中の事故**
- **活動者の故意または重大な過失による事故**
- **地震、津波等に直接起因する事故**
- **活動者の無資格運転や酒酔い運転による事故**
- **脳疾患、疾病または心身喪失による事故**

自主防災組織の活動は、自分やご家族の安全を確保した上で、行っていただくものです。



テーマ	内容
(1) 「自主防災組織について」	自主防災組織の結成や結成後の防災活動、活動にあたって活用できる助成金や保険制度などについて説明いたします。
(2) 「避難行動要支援者名簿や個別避難計画について」	避難行動要支援者名簿や個別避難計画など避難行動要支援者に関する制度について説明いたします。
(3) 「防災に関する啓発事業について」	市が作成している防災啓発資料や地域で行う勉強会等への防災専門家の派遣事業、防災士の養成事業などについて説明いたします。



「避難行動要支援者」とは

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）とは

- 一般的に、高齢者や障がいのある人、乳幼児や妊産婦、外国人など、災害時に何らかの配慮を必要とする方を **要配慮者（ようはいりよしゃ）** という。
- そして、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが難しく、特に支援を必要とする方を **避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）** という。



岡山市民全体

【要配慮者】

災害時に何らかの配慮を必要とする方
(高齢者や障がいのある人、乳幼児や妊産婦、外国人など)

【避難行動要支援者】

災害時に自ら避難することが難しく、
特に支援を必要とする方

頻発する災害と高齢者や障害者等への被害の集中

●平成30年7月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者のうち、**60歳以上の死者数の割合**
→ **約70% (131/199人)**

特に倉敷市真備町では…

真備町内の死者51人のうち、**65歳以上の死者数の割合**
→ **約88% (45/51人)**

※要介護・要支援者が約36% (19人)、身体障害者が約23% (12人)

●令和元年台風第19号

全体の死者数のうち、**65歳以上の死者数の割合**
→ **約65% (55/84人)**

●令和2年7月豪雨

全体の死者数のうち、**65歳以上の死者数の割合**
→ **約79% (63/80人)**

出典：内閣府、岡山県、倉敷市HP掲載資料より



避難行動要支援者名簿（ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ）

- 避難行動要支援者名簿とは、個人情報提供について同意を得られた避難行動要支援者の名簿を作成し、地域の避難支援等関係者に提供しているもの。

支援が必要としている人を把握するための名簿

名簿をもとに計画を作成



個別避難計画（こべつひなんけいかく）

- 個別避難計画とは、避難行動要支援者を対象に、災害時の避難に備えて作成する計画。

災害時に備えて、「いつ、どこに、誰と、どうやって避難するのか？」などについて考えておくための計画



「避難行動要支援者」に関する主な機関

- 岡山市内における避難行動要支援者に関する主な機関は以下のとおりです。
- ただし、各地域や対象者の状況等に応じて、主体や役割が異なる場合があります。

避難行動要支援者名簿の提供・活用

名簿の提供先

- 学区地区安全・安心ネットワーク（町内会、自主防災組織）
- 民生委員・児童委員
- 公的機関（市消防局・県警察など）

実施主体

岡山市危機管理室

要支援者名簿の提供

個別避難計画の作成・活用

計画作成上の協力機関

○民生委員・児童委員

○福祉関係機関
（社会福祉協議会、
地域包括支援センター、
障害者基幹相談支援センター
など）

相互
連携

地域における計画作成

○町内会、自主防災組織

福祉事業者への委託事業による計画作成

○福祉事業者
（ケアマネジャー、
相談支援専門員）

計画作成の協力依頼、
作成支援など

名簿情報の提供に
関する同意確認

対象者

避難行動要支援者
本人・家族

個別避難計画
の作成



1 概要

- 避難行動要支援者名簿とは、要介護認定3以上や身体障害者手帳1・2級を所持する方など、一定の要件に該当する方のうち、個人情報の提供について同意を得られた方の名簿を作成し、地域の避難支援等関係者に提供しているもの。
- 平成25年6月に災害対策基本法が改正され、名簿作成が市町村の義務となった。

2 内容

■名簿の対象者（施設入所者は除く）

- ア 要介護認定3～5を受けている人
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、地域定着支援を利用している精神障害者
- オ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- カ ア～オ以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人

注：「カ」の要件に基づき名簿への掲載を希望する場合は、本人等から危機管理室へ名簿登録申請書（※）を提出。※危機管理室HPに掲載

■名簿に記載される事項

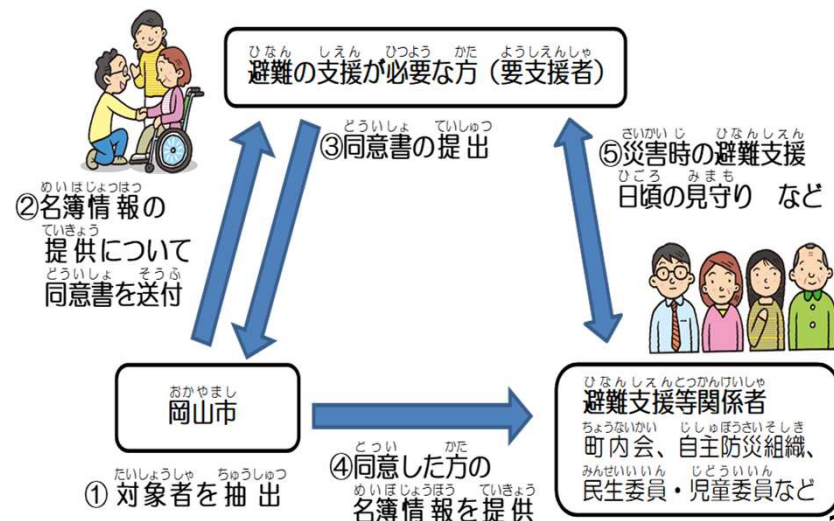
本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、町内会名、避難支援を必要とする理由など

■名簿の提供先（避難支援等関係者）

学区・地区安全・安心ネットワークや連合町内会、単位町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、岡山市消防局 など

3 名簿作成から活用までの流れ

- ①市が保有している情報に基づき、対象者を抽出。
- ②市から対象者に対して、平常時から関係者へ名簿情報を提供することについての、同意書を送付。
- ③対象者から市へ同意書を提出。
- ④同意していただいた方のみを掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者に提供。
- ⑤災害時の安否確認などの避難支援や、平常時にも、見守りや、個別避難計画の作成に活用。





- 避難行動要支援者名簿は毎年度1回更新をおこなっている。
- 前年度10月頃から準備を進め、年度初めの4～5月ごろに関係機関に提供している。

1 R5年度名簿の作成から提供までの流れ

R6年度名簿についても同様のスケジュールを想定

令和4年度

令和5年度

10～11月ごろ

12～1月ごろ

2～3月ごろ

4～5月ごろ

対象者の抽出

対象者への
同意確認

該当町内会・
民生委員の確認

地域や関係機関
への名簿提供

名簿の
活用

令和4年10月1日を
基準日として、岡山市
が保有する情報から
対象者を抽出

令和4年12月上旬に
対象者に対し、同意
確認用の文書を郵送
し、返送してもらう

同意が得られた方の該当
する町内会・民生委員の
確認のため、各学区・地区
安全・安心ネットワーク、
各地区民生委員・児童委員
協議会に確認用名簿を送付

各学区・地区の安全・安心ネットワーク
や民生委員・児童委員等に名簿を提供し、
計画作成等にご活用いただく

2 各地区の町内会、民生委員・児童委員への名簿提供方法

(1) 町内会への名簿提供方法 (①or②)

- ①各学区・地区の安全・安心ネットワークを通じた提供
- ②各学区・地区の連合町内会・単位町内会への直接の提供

(2) 民生委員・児童委員への名簿提供方法

各地区民生委員・児童委員協議会を通じた提供



名簿の様式（令和5年度名簿）

- 令和5年度岡山市避難行動要支援者名簿の記載例は以下のとおり。
※各提供先ごとに一部表記が異なります。以下の記載例は町内会にお渡ししているものです。

令和4年10月1日時点で要件に該当する方を対象としています。

名簿記載例（町内会）

基準日：2022年10月1日

町内会名を記載しています。

町内会：○○町内会

避難行動要支援者名簿

番号	新規	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住居又は居所	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする事由	災害リスク	個別避難計画	その他
1	新	岡山 太郎	S99.99.99	男	999-9999	岡山市北区大供一丁目1番1号	086-999-9999 090-9999-9999	要介護(5)			
2		岡山 花子	S99.99.99	女	999-9999	岡山市北区大供一丁目1番1号	086-999-9999 090-9999-9999	要介護(5)、身体障害(1)			
3	新	岡山 次郎	S99.99.99	男	999-9999	岡山市北区鹿田町一丁目1番1号	086-999-9999 090-9999-9999	療育手帳(A(最重度))			

今回新しく名簿に掲載された方は「新」と記載しています。

避難行動要支援者名簿の対象要件を記載しています。
対象要件に変更があった場合は、下線を引いています。
(例) 要介護(3)、身体障害(1)、療育手帳(A(最重度))、精神障害(1級)、精神障害(地域定着支援)、難病など

住所地の災害リスクを記載しています。
(複数該当する場合は複数記載)
土 →土砂災害警戒区域・特別警戒区域に該当している場合
水 →洪水の浸水想定が深さ50cm以上に該当している場合
津 →津波の浸水想定区域に該当している場合

岡山市に、作成した個別避難計画をご提出いただいている場合は、**有**と記載しています。



名簿関連資料の様式

要支援者名簿に係る資料のうち、以下の3点の様式を掲載しております。

- ①本人等からの申請に基づき名簿登録を行う際にご提出いただく申請書
- ②対象者に対し避難行動要支援者名簿に記載される個人情報提供に関する同意書
- ③過去に一度同意書を提出いただいた方に対する次年度以降の意思確認のための確認書

①名簿登録申請書

※申請に基づく名簿登録の際に提出

②同意書

※対象者になって以降、同意書を提出したことがない方

③確認書

※過去に一度同意書を提出いただいた方に送付

様式3

避難行動要支援者名簿登録・変更申請書兼同意書

令和 年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所

氏名

(申請者が、本人又は親権者、法定代理人等の場合)
下記の内容で、避難行動要支援者名簿への登録・変更を申請し、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意します。

(申請者が、避難支援等関係者の場合)
下記の内容で、避難行動要支援者名簿への登録・変更を申請します。
本人又は法定代理人等に、※へ記入してもらってください。

フリガナ	生年月日	M・T・S・H	年 月 日
氏 名	性 別	男 ・ 女	
住所又は居所			
電話番号	携帯電話番号		
避難支援等を必要とする事由			
学 区	町内会		

※ 申請者が、避難行動要支援者名簿への登録・変更を申請し、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意します。

本人又は法定代理人等 氏 名

同意書 (例)

【送り先】
・令和4年10月1日時点で、新しく名簿対象者の要件に該当になった人
・以前から名簿対象者だが、これまで同意書の返送が無い人

〒000-0000
〇区〇〇〇〇
〇〇〇〇丁目〇番〇号

△△ △△ 様

避難行動要支援者名簿の
情報提供に関する
同意書

※同意書は、令和4年10月1日 現在で市が保有する情報をもとに記載しておりますが、名簿情報の記入事項をご確認いただき、空欄箇所への記入や記載内容の訂正 をお願いします。
<名簿情報>

フリガナ	姓 名	生年月日	性 別
氏 名	岡 山 太 郎	昭和36年6月23日	男 性
住所又は居所	700-0001 北区宿 558番地 ビーチアアパート 109号		
電話番号	携帯電話番号		
避難支援等を必要とする事由	身体障害(1級)		
学 区	〇〇小学校	町内会	町内会

※下記「同意確認欄」の のいずれかに をし、日付及び氏名を記入してください。
〇〇小学校 同意確認欄

私は、市が作成した避難行動要支援者名簿に掲載されていますが、同封された書類の趣旨を理解し、平常時から上記の名簿情報を避難支援等関係者に提供することに、

同意します。
 同意しません。
→ をした場合、よろしければその理由をお聞かせください。
 身近に避難支援してくれる人がいるから 個人情報提供したくないから
 その他 ()

社会福祉施設入所又は長期入院しているため、名簿対象者となりません。
(一時的な入所は除く)

令和 年 月 日 氏名 _____

※本人以外の名前で署名をする場合、該当する統柄に をしてください。 本人の親族・法定代理人 その他 ()

記入及び訂正のうえ、岡山市危機管理室にご提出ください。
【提出先】〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市危機管理室

〒000-0000
〇区〇〇〇〇
〇〇〇〇丁目〇番〇号

△△ △△ 様

確認書 (例)

【送り先】
令和4年10月1日現在で名簿対象者の要件に該当している人で、これまでに1度でも同意書を提出した人

避難行動要支援者名簿の登録情報に関する確認書

あなたは、避難行動要支援者名簿に下記の内容で登録されています。
下記の同意種別を内容を変更される場合は、「同意種別変更欄」の のいずれかに をしてご提出をお願いします。
また、下表の記載内容に変更がある場合は該当箇所の訂正または追記をし、提出をお願いします。
変更がない場合は提出の必要はありません。

フリガナ	姓 名	生年月日	性 別
氏 名	岡 山 次 郎	昭和22年2月12日	男 性
住所又は居所	700-000 北区宿 二本松地先123-456		
電話番号	携帯電話番号		
避難支援等を必要とする事由	身体障害(2級)	同意種別	同意
学 区	〇〇小学校	町内会	〇〇町内会

上記「同意種別」を変更する場合 または 施設に入所された場合は、以下の該当する項目に をしてご提出ください。

同意種別変更欄

私は、市が作成した避難行動要支援者名簿に掲載されていますが、同封された書類の趣旨を理解し、平常時から上記の名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて、

「同意」に変更します。
 「同意しない」に変更します。
→ をした場合、よろしければその理由をお聞かせください。
 身近に避難支援してくれる人がいるから 個人情報提供したくないから
 その他 ()

社会福祉施設入所又は長期入院しているため、名簿対象者となりません。
(一時的な入所は除く)

令和 年 月 日 氏名 _____

※本人以外の名前で署名をする場合、該当する統柄に をしてください。 本人の親族・法定代理人 その他 ()

記入及び訂正のうえ、岡山市危機管理室にご提出ください。
【提出先】〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市危機管理室



1 概要

- 個別避難計画は、高齢者や障がいのある人などのうち、災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）を対象に、災害時の避難に備えて作成する計画。
- 令和3年5月に災害対策基本法が改正され、計画作成が市町村の努力義務となった。

2 対象者

<イメージ図>



※優先度が高いとは？

- ・災害リスク(注)が高い地域にお住まいの方 など
- (注) 例：家の2階まで浸水する、土砂災害の危険性が高い

岡山市避難行動要支援者名簿の対象者（施設入所者を除く）

- ア 要介護認定3～5を受けている人
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、地域定着支援を利用している精神障害者
- オ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- カ 上記以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人

ポイント①

避難行動要支援者名簿に掲載されている方が対象

ポイント②

まずは優先度が高い方から作成を進めていく

3 計画の作成

- 市町村が主体となり、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員、医療・保健・福祉の専門職などの関係者と連携して作成。
- 現時点で優先度の高い避難行動要支援者について、概ね5年程度での作成完了を目指す。



概要

- 個別避難計画の効果的・効率的な作成手法等の確立のため、**内閣府において、全国の34市区町村が参加しモデル事業を実施。**
- **岡山市においては、災害リスク等の地域特性の異なる市内3地区をモデル地区とし、地域性に応じた取組手法を検討。**
- **はじめから完璧を求めず、「まずはやってみる」という実践を通じて計画作成プロセスの構築を進める。**

1 モデル地区

○ 市内3か所のモデル地区は以下の通り。



操南学区 (中区)	洪水浸水想定：2～5m これから作成に取り組む地域
城東台学区 (東区)	高齢化が進む大規模開発団地 作成に着手し始めた地域
千種学区 (東区)	洪水浸水想定：2～5m、5m以上 土砂災害警戒区域：58か所 昨年度から、作成に着手している地域

2 令和3年度のスケジュール

○ モデル事業のスケジュールは以下の通り。

時期	岡山市			
	全体	操南学区	城東台学区	千種学区
5月	モデル事業応募			
6月	モデル事業スタート			
7月		対象者訪問	対象者訪問	対象者訪問 調整会議
8月	説明会①②	調整会議	↓	
9月	説明会③～⑦		地域向け説明会	
10月	説明会⑧～⑩	避難訓練	調整会議	
11月	今後に向けた 検討		※今後、避難訓練を 実施予定	避難訓練
～	↓			
3月	とりまとめ			

3 モデル地区の取組内容

- 各地区の**自主防災組織や民生委員等を中心**に取組を実施。
- 取組の基本的な流れは、
①訪問・聞き取り→②調整会議→③避難訓練
という3つのステップ。
- **ケアマネジャー等の専門職にも参画**してもらい、福祉サービスを活用した事前避難を検討するなど、**より実効性の高い避難方法や効果的・効率的な取組手法**の確立に向けて取り組んだ。

訪問・聞き取り

対象者宅を訪問し、取組内容について説明するとともに、本人の状況について聞き取り等を行う。（計画書の記入を依頼する場合もある）



■ モデル事業により見えてきたこと
普段から本人の状況をよく知る民生委員と一緒に訪問
→**本人にとっては、話しやすく、理解も得られやすいことが分かった。**

調整会議

本人・家族や支援者となる近隣住民、自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー、行政関係等の関係者が集まり、本人の状況や支援内容、避難方法等を話し合う。検討内容を踏まえ、様式に必要事項を記入し、計画書を作成。



■ モデル事業により見えてきたこと
関係者が集まって話をする中で**具体的な支援内容等の認識が共有**でき、**顔の見える関係の構築につながる**ことが分かった。

避難訓練

作成した計画に基づいて避難訓練を行う。



■ モデル事業により見えてきたこと
実際に避難を体験することにより、計画内容の検証ができ、より実効性の高めることができる。
訓練自体が地域住民と顔を合わせる機会となり、地域のつながりづくりの場となることが分かった。

- まずは対象者の状況把握を中心に、可能な範囲で計画書の作成に取り組んでみましょう。
- さらなる取組が可能な場合には、関係者間での話し合い（調整会議）や避難訓練などを実施し、より良い避難支援体制づくりを進めていきましょう。

基本となる取組

ステップ1

事前準備・対象者の確認

ステップ2

訪問・聞き取りの実施

ステップ3

計画書の作成・共有
岡山市への提出

さらなる取組が可能な場合

関係者間で話し合い（調整会議）や避難訓練の実施



個別避難計画の様式（地域作成様式例）

- 地域の自主防災組織を中心に作成いただく場合の様式例は以下のとおり。
- おもて面は計画書様式、うら面は計画の作成・共有に係る同意書兼名簿登録申請書となっている。（R5～）
- なお、各地域で必要な情報を付加するなど、独自の様式を使用することも可能。

おもて面 岡山市個別避難計画 【記入例】地域作成様式

小学校区 小学校

町内会名 町内会 作成日 令和●年●月●日

ふりがな	おか やま たろう		生年月日	大●期●日 ●年 ●月 ●日 (●歳)
氏名	岡山 太郎		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女 ・ その他
住所	岡山市 ● 区 1-1-1			
避難時に配慮しなければならない事項	<input checked="" type="checkbox"/> あてはまるものすべてに <input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない <input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input checked="" type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族と分からない <input type="checkbox"/> その他（ ）			
同居家族等	なし <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者	子・父母・祖父母・孫	本人連絡先	●●●-●●●-●●●● (自宅)
支援者情報を記入します。同居家族で支援できる場合は、家族の情報を記入していただいても構いません。	氏名① (氏名)	(ふりがな) おか やま はなこ 岡山 花子 (妻)		
	住所	岡山市●区●● 1-1-1 (同居)		
	連絡先	電話番号1: ●●●-●●●-●●●● (携帯) 電話番号2: ●●●-●●●-●●●● (携帯) その他: ●●●●市●●●●●●●● (メール) ●●●● (LINEなど)		
	氏名② (氏名)	(ふりがな) おか やま いちろう 岡山 一郎 (息子)		
避難支援者候補 (緊急連絡先を含む)	住所	岡山市●区●● 2-2-2		
	連絡先	電話番号1: ●●●-●●●-●●●● (携帯) 電話番号2: ●●●-●●●-●●●● (携帯) その他: ●●●●市●●●●●●●● (メール) ●●●● (LINEなど)		
個人での支援が難しい場合は、団体単位での支援を行うことが考えられます。	氏名③ (氏名)	(ふりがな) ぼうさい たかし 防災 たかし (近隣住民)		
	住所	岡山市●区●● 1-2-3		
氏名④ (氏名)	●●自主防災会●●班 (班長: ●●)			
住所	岡山市●区●● ●●地内			
連絡先	電話番号1: ●●●-●●●-●●●● (携帯) 電話番号2: ●●●-●●●-●●●● (携帯) その他: ●●●●市●●●●●●●● (メール) ●●●● (LINEなど)			

特記事項・避難先情報など ※本人の状況、避難先の位置・経路・移動するまでの注意するべき事項など

- ・避難先候補①: 息子宅 避難先候補②: ●●小学校
- ・大雨の際は、警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令された時点で息子が車で迎えに来て、原道●●線を通り、息子の自宅へ避難する。
- ・避難の際には、持ち出し袋に薬とお薬手帳、眼鏡、健康保険証を入れて持参する。
- ・ベッドから起き上がる際には、体を支える必要があり、移動の際は車椅子を使用する。
- ・話しかける際はゆっくり大きな声で話す。
- ・普段は1階の寝室（玄関を入って正面の部屋）で生活している。
- ・月、水、金はデイサービスを利用している。(●●デイサービスセンター)

うら面 【記入例】地域作成様式

個別避難計画の作成・共有に係る同意書 兼 避難行動要支援者名簿登録申請書

令和 ● 年 ● 月 ● 日

<すべての方が対象>
下記の留意事項について理解したうえで計画を作成し、計画書に記載された情報を平常時から関係者間で共有することに同意します。

<避難行動要支援者名簿に登録のない方のみが対象>
計画書に記載された情報をもとに、避難行動要支援者名簿へ登録し、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意します。

本人氏名
（自署または代筆） 岡山 太郎

代筆者氏名
（自署※代筆の場合のみ） 岡山 花子

※代筆の場合は、上記の該当する項目に☑をお願いします。
 本人の親族・法定代理人
 その他（ ）

<留意事項>

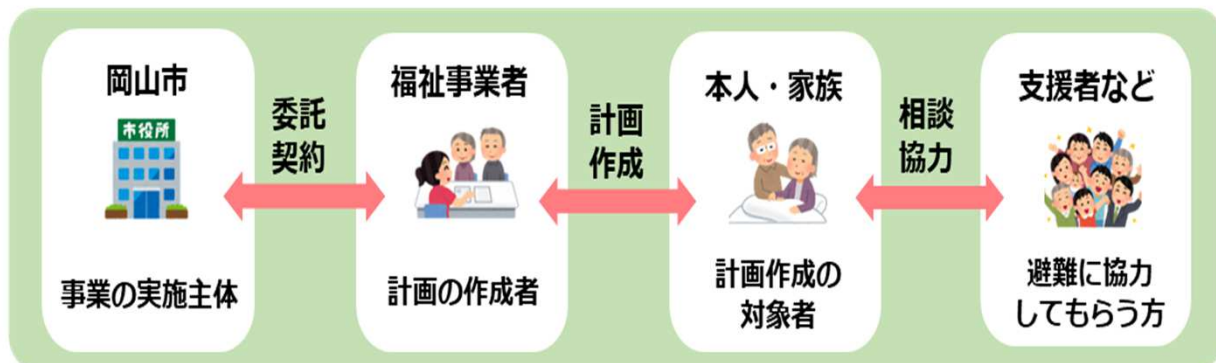
- 避難支援は、あくまでも普段からの地域の支え合いによって少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。
- 避難支援者の方にお願ひするのは、あくまでもご自身の安全が確保できる範囲での支援です。決して避難支援者の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。
- 災害時には避難支援者の不在や被災などにより避難支援を行えない可能性があります。



令和5年度岡山市個別避難計画作成業務委託事業の概要

○岡山市個別避難計画作成業務委託事業とは、岡山市からの委託を受けて、普段からご本人と関わりのあるケアマネジャーや相談支援専門員などがご本人やご家族と一緒に個別避難計画の作成を行う事業。

＜事業の関係者＞



＜計画作成の流れ＞



※1) 作成者とは、岡山市から事業を委託された福祉事業者に所属するケアマネジャーや相談支援専門員のことです。

※2) 関係者とは、ご本人やご家族、作成者、避難支援者などです。

※3) 計画作成後は、可能な範囲で避難訓練を行っていただくと災害時のスムーズな避難につながります。

令和5年度の計画作成対象者の要件

- ① 令和5年度岡山市避難行動要支援者名簿（基準日：令和4年10月1日）に掲載されていること。
- ② 名簿に記載された個人情報や自主防災組織や民生委員・児童委員等の関係者に対して提供することについて同意していること。
- ③ 介護保険における居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護や障害福祉サービスにおける計画相談支援、障害児相談支援等を利用し、普段からケアマネジャーや相談支援専門員等とのかかわりがあること。
- ④ 要支援者名簿に記載された住所地が、災害の危険性の高い地域 (※) に該当していること。
※洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域のいずれかに該当していること。
- ⑤ 個別避難計画（自主防災組織等により作成されたものを含む）が未作成であること。



テーマ	内容
(1) 「自主防災組織について」	自主防災組織の結成や結成後の防災活動、活動にあたって活用できる助成金や保険制度などについて説明いたします。
(2) 「避難行動要支援者名簿や個別避難計画について」	避難行動要支援者名簿や個別避難計画など避難行動要支援者に関する制度について説明いたします。
(3) 「防災に関する啓発事業について」	市が作成している防災啓発資料や地域で行う勉強会等への防災専門家の派遣事業、防災士の養成事業などについて説明いたします。



概要

- 岡山市では、災害時に取るべき行動や家庭における備え、防災情報の入手方法などについて分かりやすく説明する「岡山市防災マニュアル（詳細版第6版）」を作成しています。
- 岡山市危機管理室（岡山市保健福祉会館8階）や各区役所、支所、地域センター、公民館などで配布しているほか、岡山市HPにてPDF版のデータを公開しております。



目次	
●平成30年7月豪雨 岡山市の被害の記録	
●岡山市の災害リスクといざという時の行動	
1. 大地震の恐怖	5
地震発生時の行動	7
2. 風水害・土砂災害	
大雨の情報が発表されてから避難までの流れ	9
避難時の服装	11
避難所での生活	12
●災害への備え	
1. 家族で話し合おう	13
2. 家の中の安全を確保しよう	14
3. 非常持出品を揃えよう	15
4. 非常備蓄品を揃えよう	17
5. 家具・家電の転倒防止をしよう	23
●災害から身を守るために知っておくべきこと	
1. 災害に備えて知っておくべきこと（風水害・土砂災害）	25
2. 防災情報入手しよう	27
3. 災害に備えて知っておくべきこと（地震）	29
4. 住宅の耐震化のすすめ	31
5. 災害用伝言ダイヤル(171)について	32
●自主防災活動について	
1. 自主防災活動の紹介、立ち上げ	33
2. 平常時の活動	34
3. 災害時の活動	35
4. 要配慮者について	39
●避難所での感染症対策について	
1. 3つの密を避けよう	41
2. 事前の備えについて	41
●ペットの安全を守るための備え	
1. ペットの同行避難とは	42
2. 事前の備えについて	42
●知っててよかった代用品活用術	
●連絡先一覧	



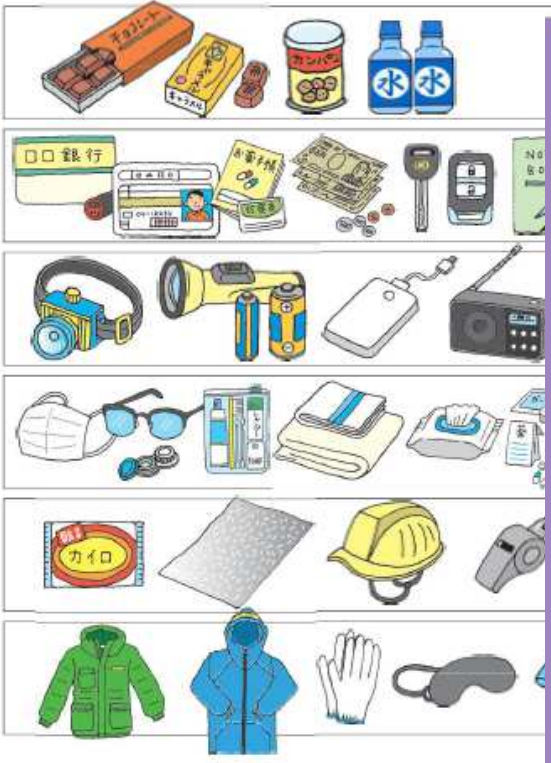
岡山市 防災マニュアル 検索



災害への備え

3 非常持出品を揃えよう

避難所で2~3日間過ごす時に必要な持出品
非常持出品は、災害の危険が迫り自宅から避難するとき最初に持ち出すものです。
非常持出品袋などにまとめ、すぐに持ち出せる場所に用意しておきましょう。



各家庭に合わせたものを準備しよう。(22ページ参照)

すぐに持ち出せる玄関などに保管しよう!



↓非常持出品チェックリスト(例)

□ 非常食

1 災害から身を守るために知っておくべきこと

1 災害に備えて知っておくべきこと(風水害・土砂災害)

避難に関する情報

災害時に落ち着いて行動をとるためには、事前の準備や備えが大切です。自分の命を自身で守るためにも、避難のタイミングをしっかりと確認しておきましょう。

<避難のタイミング>
岡山市では、災害が差し迫り避難が必要になった場合、避難情報を発令します。令和3年5月20日から、避難動告は廃止されました。警戒レベル4までに、必ず避難しましょう。

緊急度が高まります
岡山市が発令
気象庁が発表

警戒レベル5 緊急安全確保	すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。直ちに身の安全を守る最善の行動を取ってください。 ※必ず発令される情報ではありません。
～～～警戒レベル4までに必ず避難！～～～	
警戒レベル4 避難指示	全員速やかに避難の行動をとってください。 ●危険な場所から全員避難をしましょう。 ●あらかじめ、ハザードマップ等で安全を確認した上で屋内安全確保(垂直避難)も検討しましょう。
警戒レベル3 高齢者等避難	●避難に時間を要する人(高齢者、障害のある人、乳幼児など)と、その支援をする人は避難を開始しましょう。 ●あらかじめ、ハザードマップ等で安全を確認した上で屋内安全確保(垂直避難)も検討しましょう。 ●その他の人は避難の準備をし、自発的に避難を始めましょう。
警戒レベル2 注意報	避難に備え、避難先や避難経路、避難のタイミングなどを再確認してください。
警戒レベル1 早期注意報	最新の気象情報に注意し、災害への心構えをしてください。

命を守るために最低限必要な行動

「避難」って何をすればいいの？
小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは、「難」を「避」けることと考え、あらかじめ避難するときはどう行動するか考えておきましょう。

●指定された避難場所への移動
避難情報が出された地域にある、小学校、中学校、公民館(分館を除く)を原則、同時に開設します。ただし災害の種類によっては、開設しない施設があります。



●安全な親戚や知人宅への避難
あらかじめハザードマップで安全を確認した上で、災害時に避難することを相談しておきましょう。

●屋内安全確保(垂直避難)
あらかじめハザードマップで安全を確認した上で、自宅の2階以上の部屋に避難しましょう。



❗ハザードマップ(洪水・土砂災害)を確認しましょう!

- 想定される浸水の深さが、居室より低いのか?
5m以上(2階屋根以上浸水)
3m~5m未満(2階軒下まで浸水)
2m~3m未満(2階床下まで浸水)
1m~2m未満(1階軒下まで浸水)
0.5m~1m未満(床上浸水)
0.5m未満(1階床下まで浸水)
- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域では無いのか?



❗土砂災害警戒区域について

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)が発生するおそれのある区域として、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」があります。大雨・長雨のときや地震などで地盤が緩んでいるときには、土砂災害が発生するおそれがあります。お住まいの場所が「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」に指定されている場合は、避難情報が出されたら、速やかに警戒区域の外に避難しましょう。万が一、避難が間に合わない場合は、山の斜面と反対側の2階以上の部屋へ一時避難してください。



ハザードマップは、岡山市のホームページで見ることができます。市役所(危機管理室)、区役所、支所、地域センター、公民館でも配布しています。



1 概要

- 災害時において女性への配慮が十分でない状況を踏まえて、女性の視点を踏まえた地域防災体制の充実を進めるため、「わたしたちが考える防災ハンドブック」を令和4年3月に作成しました。

2 内容

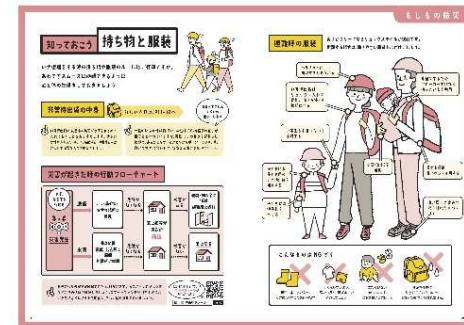
買い物の際のローリングストックや、女性の防犯対策や女性が抱えるリアルな疑問まで、気軽に読んでいただける冊子となっています。



ハンドブックの表面と裏面

◆主な内容

- ・防災漫画 家族の「もしも」ダイアリー
- ・女性目線で考える防災座談会&アンケート
- ・くらしの中でできる「防災」ローリングストック
- ・赤ちゃんや子どもがいる家族の災害対策のポイント
- ・もしもの時も安心！非常食レシピ
- ・知っておくべき災害時の防犯対策
- ・いざという時のお役立ちアイテム
- ・知っておこう持ち物と服装 など



掲載ページの例

3 入手方法

- 岡山市危機管理室（岡山市保健福祉会館8階）や各区役所、支所、地域センター、公民館、福祉事務所、さんかく岡山等の市有施設で配布しております。
- また、岡山市HPにてPDF版のデータを公開しております。右QRコードもしくはWebにて「岡山市 わたしたちが考える防災ハンドブック」で検索してください。



※岡山市HPのURLは以下のとおり。

「<https://www.city.okayama.jp/0000036213.html>」



- 岡山市危機管理室では、地域での防災学習会などに活用していただけるよう、令和4年3月にDVD「おかやま学（まな）BOSAI」を作成しました。
- 感染症対策のため、大人数で集まることが難しい場合でも、防災に関する一般的な知識から避難所運営まで学んでいただくことができます。
- 岡山市危機管理室（岡山市保健福祉会館8階）のほか、各区役所総務・地域振興課、公民館で貸出するとともに、岡山市公式YouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。



<DVDの収録内容>

■ 防災出前講座編（全編60分）

- ・ 岡山市の地理的特徴による災害リスク
- ・ 平成30年7月豪雨災害から学ぶ
- ・ 南海トラフ巨大地震と地震対策
- ・ 家庭でできる防災対策
- ・ 防災情報の取得方法
- ・ 自主防災組織の活動

■ 避難所運営編（全編73分）

- ・ 避難所の運営について
- ・ 避難所配備品の取扱方法



岡山市危機管理室HPに関連情報を掲載しております。

岡山市 おかやま学BOSAI

検索



<DVDの収録内容>

- 防災出前講座編（全編60分）
 - ・ 岡山市の地理的特徴による災害リスク
 - ・ 平成30年7月豪雨災害から学ぶ
 - ・ 南海トラフ巨大地震と地震対策
 - ・ 家庭でできる防災対策
 - ・ 防災情報の取得方法
 - ・ 自主防災組織の活動

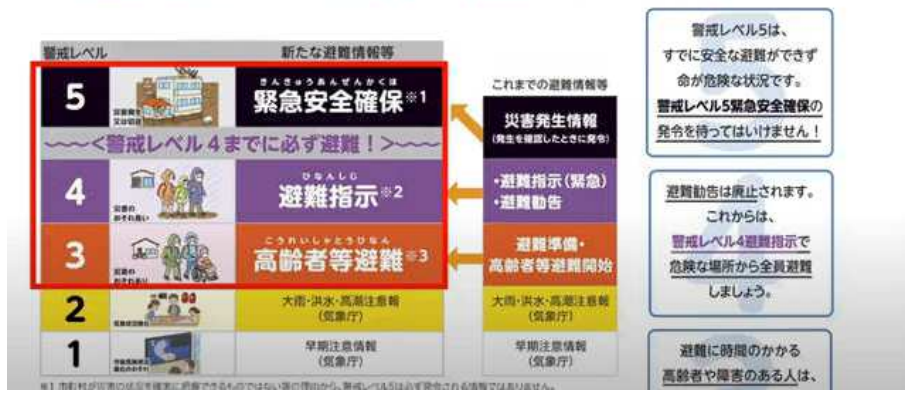
地震の恐ろしさ（寝室）

協力 防災科学技術研究所 Eーティフェンス



警戒レベルによる避難情報の発令

- ✓ 避難指示で必ず避難
- ✓ 避難勧告は廃止です（警戒レベル4）



（土砂崩れによる倒壊家屋内の作業の様子）

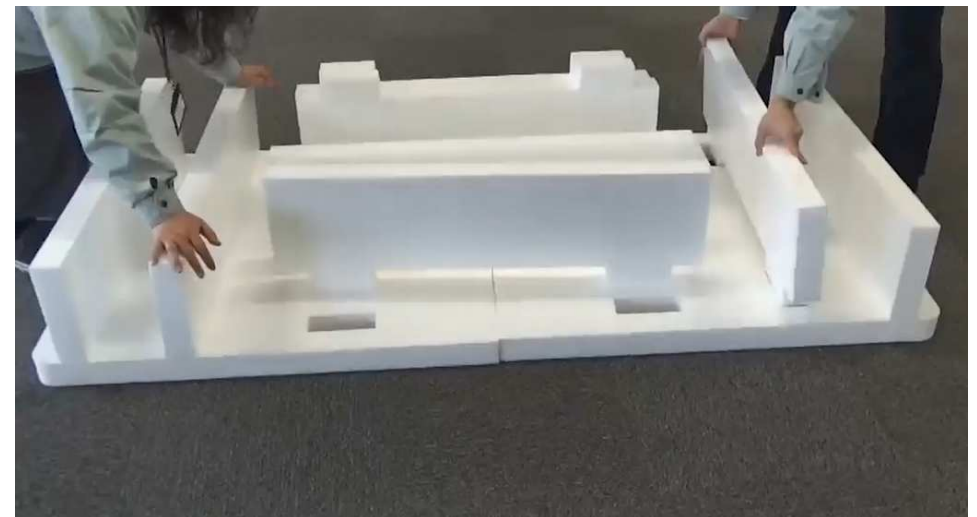


倒壊した建物の中です



<DVDの収録内容>

- 避難所運営編（全編73分）
 - ・ 避難所の運営について
 - ・ 避難所配備品の取り扱い





地域での防災学習会などに、防災士などの防災専門家を講師として派遣します。

派遣コースは以下からお選びいただきます。

- (1) 基本の防災対策（自助・共助の重要性）
- (2) 防災ゲーム（HUGなど）
- (3) 子育て家庭、子ども向けの防災講座
- (4) 防災とジェンダー（男女共同参画）
- (5) 災害時のお薬事情

【対象者】 概ね20人以上のグループ

【申込方法】 開催希望日の2ヶ月前までに、危機管理室に
「防災専門家派遣申込書」を提出



HUG 避難所運営ゲーム

避難者の情報が書かれたカードを、避難所となる体育館や教室に見立てた紙の上に配置して、避難所運営を体験するゲーム。





クロスロードゲーム

阪神・淡路大震災で実際に問題となった
「災害対応のジレンマ」をYES/NOのカードゲームで
体験する



今、洪水の危険があるとして
集落に避難指示が出たことを
防災無線で知った。
しかし、現在深夜12時。
今すぐ、避難を始める？



- 自主防災組織や町内会等が実施する防災訓練などに、備蓄食糧の給付を行っています。

- 給付する備蓄食糧は、
アルファ化米、クラッカー、
ライスクッキー、非常用飲料（500ml）
※数に限りがあります。



アルファ米を用いた炊き出し訓練

【申込方法】

2週間以上前までに、
危機管理室または、各区役所に
「岡山市備蓄食糧等給付申請書兼受領書」
を提出

■備蓄食糧(例)





- 平成29年度から実施
- 地域での防災活動や、自主防災組織の活動活性化にご協力いただける方を、
連合町内会長の推薦を通じて募集
- 講座受講料及び試験受験料は危機管理室で負担
※合格後に防災士登録を行う際の費用(5,000円)は、
自己負担
- 令和4年度までに延べ148名受講
(令和5年度も39名受講予定)
- 各公民館職員も受講



御静聴ありがとうございました

